

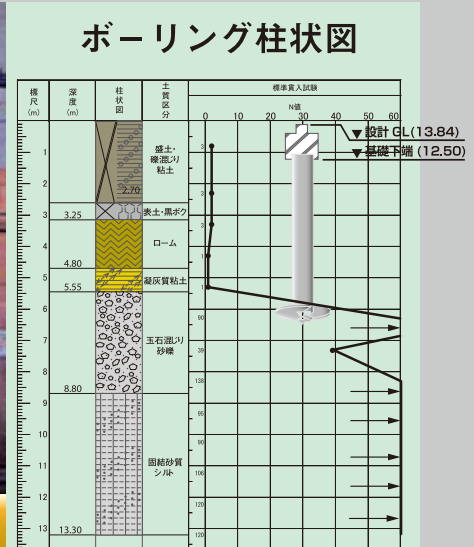
つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

## だから、e-pile... 幅広い自社保有機械と、 杭先端の菱形孔が鍵となる!

★ご採用いただき、  
 誠に有り難うございました。



(仮称)某高架下新築工事



工事名	(仮称)某高架下新築工事
施工地	東京都
用途	施設



杭の種類

φ267.4 mm	L=5.0m	Dw650 mm	2set
φ216.3 mm	L=5.0m	Dw600 mm	5set
φ216.3 mm	L=5.0m	Dw450 mm	6set

△ 本物件は鉄道高架下に建設される公共施設の基礎杭工事です。  
 課題となった点は短尺リーダでの施工となり、既存柱と隣地境界との間が限られたスペースのため、杭施工の可否が問われました。

◎ 幅広い自社保有機械の中で今回は、幅2490mm 上空5600mm MD-120を使用する事により、限られた作業スペースでの施工は可能となりました。また、e-pile工法の最大の特徴となる杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、スムーズに所定の設計深度まで貫入させる事ができました。杭施工の際には地中障害物撤去や仮囲いの脱着等を元請け様にご協力いただきスムーズに工事を完了することが出来ました。

## 環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー  
**Tobu, 株式会社 東部**  
<http://www.tobu21.co.jp>

### 3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

ecology  
環境性

economy  
経済性

evolution  
革新性

### エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。

ちきゅうにやさしい  
 排水量が少ない鋼管杭  
 エコマーク認定番号  
 第08 131 022号



鋼管杭基礎総合メーカー  
**Tobu, 株式会社 東部**  
<http://www.tobu21.co.jp>

- 本社  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971
- 地盤評価センター  
 〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304
- 施工管理センター  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



## 日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

東日本大震災による被災者に対して全国からお寄せいただいた義援金を被災者へ配分するため、厚生労働省の協力を得て、学識経験者、被災都道府県および日本赤十字社、中央共同募金会をはじめとする義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が4月8日(金)に設置されました。

この委員会で、被災状況に応じて、それぞれの被災都道府県への義援金の配分割合が審議され、決定しました。具体的には「住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円」、「住宅半壊、半壊は18万円」、「原簿避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これに対象世帯・対象者数を乗じた額を各被災都道府県に配分することになりました。

日本赤十字社は、4月13日から、各都道府県に設置された義援金配分委員会からの依頼により、被災県に義援金を送金しています。これまでに15都道府県への送金を行いました。現在は、順次、各市町村を通じて、被災された方々への配分が実施されています。

### ● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成24年3月31日(土)

※この義援金は寄付金控除の対象となります。  
※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証(ATM利用の控え、テレホンバンクによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンクの確認画面のプリントアウト)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

- 通常払込み(ゆうちょ銀行・郵便局)
- 銀行振込
- クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力
- ファミリーマート「Famiポート募金」

日本赤十字社 HPより

## 健康コラム

ワンポイント



### ノロウイルスに警戒を! 県が県内全域に注意呼び掛け!

神奈川県は10月31日、ノロウイルス食中毒警戒情報を県内全域に発令しました。冬季を中心に、感染力の強いノロウイルスを原因とする「おう吐」や「下痢」などの健康被害が発生しています。

ノロウイルスは、カキ等の二枚貝の生食による食中毒がよく知られていますが、わずかなウイルスが口の中に入っただけでも感染する為、ヒトからヒトへの感染力も非常に強いウイルスです。乳児期から成人まで幅広く感染します。ノロウイルスを正しく知って、感染を予防しましょう!

ノロウイルスに感染すると、1～2日の潜伏期間(せんぶくきかん: 感染から発病するまでの時間)の後、主に下痢、おう吐、吐き気、腹痛の症状があらわれます。軽度の発熱を伴う場合もあります。通常、これらの症状が1～2日続いた後、治まります。後遺症はありません。また、感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もあります。

このため、自分がノロウイルスに感染しても気づかないことがあり、知らないうちに家族などにノロウイルスを感染させてしまうことがありますので、注意が必要です。寝たきりの高齢者など免疫力の低い方は、ノロウイルスに感染して発病しやすく、下痢やおう吐などの症状がきっかけとなって重症や死にいたるケースも考えられますので気をつけてください。下痢やおう吐の激しい場合は、脱水症状を起こさないよう、水分を補給してください。素人判断で「下痢止め」などの薬を飲まないようにしましょう。体調が悪いときは早めに医師の診察を受けましょう。

### ノロウイルスに感染するとどうなるの?



### 感染予防の基本は「手洗い」です!

感染した人のふん便やおう吐物などを処理するときは、手袋を着用するなど直接触れないように注意しましょう。手を洗う時は、腕から指先まで、しっかりと、いいねいに、こすり洗いしましょう。



## 経理マンが行く



寒暖の差が激しいのがこの季節の特徴ですが、皆様にはお変わりありませんでしょうか。この寒暖の差が果物を甘くする要素である一方で、秋の特徴なのだそう。とはいえ、ぜんそくも多く発症させるものもこの時期です。無理をせず、この時期を乗り越えましょう。

### 経理・税務 事務暦

- 10月31日
  - ・8月決算法人の確定申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
  - ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・2月決算法人の中間申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
  - ・消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)
    - <消費税・地方消費税>
- 10月中において市町村の条例で定める日
  - ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
- 11月10日
  - ・10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日
  - ・所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日
  - ・所得税の予定納税額の納付(第2期分)
  - ・特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
  - ・9月決算法人の確定申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
  - ・3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・3月決算法人の中間申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
  - ・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)
    - <消費税・地方消費税>
- 11月中において各都道府県の条例で定める日
  - ・個人事業税の納付(第2期分)
- 11月11日～17日
  - ・税を考える週間

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。